

### 【その他の事項】

- ・新商工中金の取締役・監査役の氏名、会計監査人の氏名又は名称  
→ 検討中
- ・資本金及び準備金の額に関する事項  
→ 現資本金額から特別準備金化する出資金と出資払戻金を控除した額を資本金とする等
- ・出資者の株式の割当てに関する事項  
→ 出資1口(100円)に対して1株を割り当てる
- ・出資者の金銭の割当てに関する事項  
→ 転換時の金銭割当ては無いが、転換後に株主総会決議のうえ、転換前の民間出資者(脱退となる民間出資者も含む)に平成20年9月期の剰余金配当を行う
- ・反対出資者に対する出資の払戻しに関する事項  
→ 出資払戻請求を行った民間出資者に、新商工中金法に基づき出資額(1口100円)で払戻す

## (2) 転換計画に係る組合内部の手続きについて

- ・転換計画に基づき、継続して新商工中金の株式を保有する場合は、組合の機関における手続きは特に必要ありませんが、その場合は、株式を保有する旨及び新商工中金法や転換計画の概要等について、通常総会等の機会に組合員に説明してください。
- ・一方、転換計画に反対し、商工中金に出資持分の払戻しを請求する場合(=商工中金を脱退)には、組合員が商工中金との取引資格を失い、借入れが出来なくなるなど組合員に不利益をもたらすおそれがあるため、通常総会等の機会を通じ、商工中金を脱退した場合の不利益等について組合員に説明し、十分な理解を得て行ってください。

## (3) 株式の割当て等について

### ① 民間出資者の方々への株式の割当て

- ・転換計画に基づき、民間出資者の方々に出資の口数に応じて、株式が割り当てられることとなります。
- ・すべての民間出資者の方々には株主とさせていただくという考え方から、その割当て比率は、出資1口に対して1株を割り当て、単元株式数1千株とする方向で検討が進められています。
- ・株券を発行する方向で検討が進められています。その場合、株主の判断により、株券不所持とすることが可能であり、株券不所持とすれば株券紛失リスクを回避できます。
- ・株式割当ての結果、出資者の方々には、株主として会社法に基づく権利行使(株主総会議決権、配当請求権等)や商工中金の貸付業務の利用が可能です。
- ・なお、株主の資格は、政府のほか、中小企業団体に加え、株主である中小企業団体の構成員に限られています。

### 【単元株制度の導入について】

- ・株式の流通の円滑化と管理コストの低減等により、株主全員の利益を向上していく考えから、単元株制度の導入の検討が進められています。
- ・単元未満株式の株主には、株主総会の議決権がありませんが、法定の権利(単元未満株式の買取請求権、残余財産分配請求権、剰余金配当請求権等)のほか、募集株式の割当てを受ける権利、単元未満株主が単元株式数を確保するための単元未満株式売渡請求権などが新商工中金の新定款に定められる方向です。